



小林正和氏撮影

## 身をかがめて備える

弁護士 松浦基之

明けましておめでとうございます。  
います。

と言ってみるのですが、日本でも世界でも、明るい話題より気が重い話題の方が多い昨今です。しかし、笑顔のはじける元気な子ども達、寒さの中で芽を出そうとする可憐な植物などを見ると、私達も元気を与えられます。

中堅どころが新しい事務所を作り、当事務所は弁護士八名、事務局七名と、小さくなりました。しかし、移転後一年を経て、一同新しい気持ちで新年を迎えています。ジャンプの前に身をかがるように、縮小と移転が、何度目かのジャンプの布石となることを願っています。「大樹」の復刊がその前兆となってほしいものです。

私自身は、昨春秋、都市再生事情調査団の一員として、ドイツとフランスの中小都市を巡り、各都市の環境保護や交通政策を見てきました。木立に囲まれ川が貫く大学町など、都市に応じた独自の対策を講じており、かなり効を奏しているように感じました。

もっとも、これらの政策や方法を、歴史、風土、民族、文化、慣習などが違う日本に、そのまま持ち込むわけにはいかないでしょう。日本の各都市は、他の都市の経験と工夫を参考にして、自分たちの都市に相応しい方策を模索するほかありません。

それもこれも、平和あってのことです。

事務所も、他の例を参考にしながらも、自分たちの努力と工夫で、大樹となりうる条件を整えていくことが必要です。

今年も、いっ指導・いっ鞭撻のほど、宜しくお願い致します。



TOKYO 大樹法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目10番3号 太田紙興新宿ビル8階  
TEL.03-3354-9661(代)/FAX.03-3354-3324



# ハンセン病をめぐる二つの判決について ～正義の判決はどっち？

弁護士 田部知江子

一〇月二五日、戦前の植民地下の台湾・韓国のハンセン病患者の補償請求に関し、東京地裁の民事三部と三八部から異なる判決が下されました。同じ条件でありながら、台湾療養院の入所者に対しては、日本の隔離政策のもとで被害を受けたのに除外されるのは平等原則に著しく反する」と補償を認められた。に対し、韓国ソロクト更生園の入所者に対しては、「補償法には国外の療養所にいて明記されていない」と、訴えを退けたのです。

国内の療養所に入所していた方達に対しては二〇〇一年五月、熊本地裁が日本政府のハンセン病患者者に対する強制隔離と差別的政策を断罪し、その一カ月後には、原告となっていない方でも、国籍や居住地を問わず、原告と同様の損害賠償額が支払われるハンセン病補償法が成立しました。

この手続きに則って、戦前、ソロクト療養所と楽生院に収容された方がたも補償を求めました。ところが、厚生労働大臣は「国内の療養所でない」と棄却したので、この処分取り消しを求めて、ソロクトから一七人、楽生院から二五人の元患者のみなさんが起こした訴訟が、この補償請求訴訟だったのです。

判決直後から、厚生労働大臣や首相官邸に向けて、台湾療養院の勝訴判決には、「国は控訴をしないでほしい」、韓国ソロクトの判決については、「一刻も早



朝鮮大学校でのソロクト楽生院訴訟学習会にて 2001年5月ハンセン病熊本判決原告のキム・テグさんと



「勝訴」の旗を掲げる演野弁護士 (東京新聞提供)

い平等解決を」との要請を連日行ってきました。韓国ソロクトからはるばるやってきた五人の原告のみなさんも、「敗訴判決に落胆ばかりではいられない」と、日本の国賠訴訟の原告であったみなさんや支援者のみなさんに励まされながら、力を振り絞って、国会や集会・街頭での訴えをされました。その結果、判決翌日の新聞各社の社説は一斉に、「国は控訴せず、一日も早い平等な解決を」との内容となりました。連日の訴えや世論に押されるかたちで、国は「控訴はするが、早期の解決を」と最終回答をするに至りました。

この日本での判決後の取組を受けて、韓国・台湾のそれぞれの国内でも、ハンセン病回復者の方達の人間性の回復への大きな動きが生まれています。

原告のみなさんが求めているのは人間性の回復です。「隔離政策は間違っていた」ということを、日本政府が認めることで、最後の人間性の回復の機会をもつていただくことができます。原告のみなさんの平均年齢は八十一歳を超えています。一刻も早く平等な救済を受け、「生きてきてよかった」と思っていたただく日まで、ぜひみなさんのご協力を御願いたします。

## Lawyers column

### 近況ご報告

弁護士 近藤博徳



娘が生まれてもうすぐ2年が経ちます。大病も事故もなく、すくすくと育っています。最初は泣いてミルクを飲むだけだったのが、手足がしっかりとしてきて、表情が見え始め、そして意思を示すようになりました。最近では喋ったり歌ったり走り回ったりと体中で表現をしています。特に最近、色々なことを覚えるようになりました。歌を歌うと「もいっかい」と何度もねだって、そのうち自分で歌っています。そのスポンジのような吸収力はうらやましい限りです。

子どもを持つようになって、街で見る親子連れに自然と注意が向くようになりました。「あの子は何歳位かな」などと考えてしまいます。同時に、子どもに対する親の接し方にもいろいろ気づかされるようになりました。親に必要な資質は「根気」「忍耐」「寛容」でしょうか。子どもは大人とは違うということをも忘れずにしたいと思います。まだまだ試行錯誤真っ最中の人生を送っていますが、今年もよろしくおねがいします。

# 横田基地公害訴訟のこと

弁護士 榎本信行

昨年一月三〇日、東京高等裁判所で私たちがもう三〇年以上取り組んできた横田基地公害訴訟の通算八回目の判決があった。この裁判は、国を相手にしたもので、米軍機が横田基地を夜九時から翌朝七時まで離発着しないこと、そして過去と将来の騒音による被害に対する損害賠償を求めたものである。今回の判決も、過去の損害賠償を認め、他の請求は棄却というものであった。夜間飛行の禁止という住民の強い要求は、やはり認められなかった。(将来請求一部認容、国側住民側一部上告)

昨年の判決は、今までの七回の判決と大筋では、同じである。最初に国を相手に裁判を提起したのは、一九七六年四月である。このときの原告は四三人であった。その後第三次まで提訴された。原告は合計七〇〇余人であった。これまでの訴訟をわかれは「旧訴訟」というが、これは相手が国であったからである。その旧訴訟で、裁判所は過去の損害賠償は認められたが、飛行の差止めについては、飛行機は米軍機であるから、国を相手に裁判を起すのは筋違いであるとして、われわれの請求を門前払い(却下)したのである。



そこで、住民側は、その後「新横田基地訴訟」を提起する。この訴訟は国だけでなく、アメリカ合衆国も相手にしたのである。この裁判は六〇〇〇人近い原告が結集した。しかし、裁判所は、米軍に対する請求も却下した。外国を相手に裁判できないというのである。

長い裁判をしてきて、金は少しはもらえたが、そのほかの点はどうなんだといわれるだろう。しかし、この間、九三年一月、日米合意が成立し、夜一〇時から翌朝六時までの原則飛行禁止となった。また、基地周辺の環境も以前よりずっとよくなっている。われわれの闘いは、決して無駄ではないのである。ただ、こうした住民の運動があるにも拘わらず、基地を民間飛行場と共用しようとか、自衛隊の航空総司令部をもつてこようとかいう計画がある。無神経であると私たちは考えている。

## e s s a y

### こぶしの花

弁護士 井堀 哲



「井堀先生、Aという者をご存じですか。なんでも先生の小学校時代の同級生だと言っているんですが……。」  
「A?」私がM警察署に駆けつける。接見室のブース越しに現れたトレーナー姿の男は、まさにAその人だった。二〇年ぶりに再会したAは「いやあ、井堀が司法試験受験しているって噂聞いたことがあって。そろそろ弁護士している頃じゃないかと思っでさ。」と屈託なく笑う。被疑事実、約半年前に犯した恐喝罪。仲間と映画の割引券を売りつけるという犯罪。高校卒業後、ホスト、不動産業、親と決別、土建、暴力団関係者とのつき合い、……刑事記録を見て、彼の空白の約二〇年間に思いを馳せる。

当初、彼には罪についての意識は弱かった。というのも、二ヶ月前なけなしの資金を元手に会社を立ち上げた。しかし、設立と同時に信頼していた二人の部下に会社資金、パソコンなど、めぼしい財産をすべて持ち逃げされて営業停止状態に。被害届を出したところが、警察に身元が割れて逮捕されてしまった。故に彼には、その事件に対する被害者という意識しかない。

シヨンの整理。さらに、持ち逃げした部下に対する責任追及。トリプルである。

「Bに声をかけてくれれば、手伝ってくれればよ。」とAは言う。「B?」と思わず聞き返す。Bといえば、小学校当時のガキ大将。私自身、よくいじめられて泣かされたものだ。そのBが協力?半信半疑でBに電話すると、「しようがねえな。いいよ、やるよ。」と二つ返事だった。

ガキ大将の彼も、今はフリーの土建関係の職人、妻子を持つ家庭人に成長していた。

まず手をつけなければならなかったのは、会社の整理、と言うよりは清掃だった。会社事務所には、食べかけの弁当、缶コーヒー、タバコの吸い殻が散乱、伝票契約書などの書類と、空虚な事務机と、接客用のソファだけが残されていた。さながら廃墟である。私がうんざりしていると、Bは黙々と、手際よくゴミを片づけ始める。これがあのいじめっ子か?と、やはり二〇年ぶりに見るBの姿を感慨深い思いで眺めている。「井堀も手伝えよ。」と声が飛ぶ。

私、A、Bの友情に感動してか、大家との間の事務所の原状回復交渉も有利に進み、刑事事件では被害者も快く示談に応じてくれた。

この文章が読まれる頃には、Aの判決が出ることだろう。執行猶予はつくだろうか。無事釈放されたら、三人で酒を飲もう。その酒はどんな味がするだろうか。



## 長男誕生で想いごと

弁護士 濱野泰嘉

私事で恐縮ですが、昨年五月に長男が誕生しました。出産に立ち会ったのですが、陣痛開始から二日経っても産まれなかったため、妻の体力消耗が激しく、もはや帝王切開かと思うほど。しかし、母になろうとする力はすごいもので、最後は気力、体力を振り絞り、ようやく分娩に至りました。その瞬間、母児ともに無事でよかったです、妻の顔を見て思わず涙してしまいました。

### Lawyers column

ただ、同時に頭をよぎったのが、出産時に一本の薬剤を投与されたために、一生病気を背負うことになった人たちのこと。現在、私も弁護士団に参加している「薬害肝炎訴訟」(※)の原告たちです。原告の多くは一九七〇年代、八〇年代に出産。その際の出血を止めるために血液製剤であるフィブリノゲン製剤を投与されました。しかし、その

血液製剤は、C型肝炎ウイルスが混入していたばかり

か、止血効果すら認められていなかったのです。危険な上に効き目もないクスリを承認した国の責任と、製造販売していた製薬企業の責任、これを問う裁判をしています。

現在、東京では、被害を受けた原告たちの本人尋問をしています。春から夏にかけて、大阪と福岡で判決が出ることでしよう。「もう二度と薬害は起こさせない。」息子の安らかな寝顔を見るたびに、その想いを強くしています。

今年も、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

※詳しくは、週刊金曜日ブックレット「薬害肝炎」(定価六三〇円)をご覧ください。

